平成２９年（フ）第１７８５号
名古屋市昭和区戸田町３丁目10番地の２　戸田マンション４Ｃ号
破産者　松山俊也こと　尹　　再植
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９５３号
広島市安佐北区可部２丁目22番16号
破産者　柴田　一正
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９５７号
大阪市住之江区西加賀屋３丁目４番１―103号
破産者　高尾　章一
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０８１号
大阪市東淀川区大隅１―６―28メゾン青宏202、住民票上の住所兵庫県宝塚市中州１丁目６番19―202号
破産者　竹内いづみ
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２６０号
沖縄県名護市東江５―18―７―206、住民票上の住所大阪市住吉区苅田８丁目７番28号
破産者　山田　浩嗣
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０９９号
兵庫県三木市本町２丁目13番48号　ネットヴィラ本町502号、開始決定時大阪府東大阪市岩田町１丁目３番18号306号室
破産者　井上　義幸
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１１０号
大阪府寝屋川市点野２丁目４番12号
破産者　ＳＰ39こと　徳丸　慶宗
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８３９号
大阪市西区立売堀４丁目５番11―1401号
破産者　豊田　康裕
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４２１号
大阪市旭区太子橋３丁目２番５―801号
破産者　尾上　　学
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１４７号
大阪市都島区都島中通３丁目５番20号　楠青山ハイツ　７Ａ号　鈴木方
破産者　鳥蔵こともちゃんぷる鳥蔵こと鶏酒場ＴＯＲＩあえずこと　儀間　　大
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１９８号
大阪市淀川区加島２丁目２番53号
破産者　中川　　誠
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３２９号
大阪府豊中市岡町南１丁目２番22―101号
破産者　藤川杷莉子ことザ・ザこと　柏本茂登栄
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７２８号
堺市北区金岡町1415番地２　サンヴァリエ中百舌鳥９号棟409号室
破産者　原　　雅徳
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６１号
香川県仲多度郡琴平町1205番地３
破産者　道中　勝美
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１１７号
香川県丸亀市土器町西１丁目417番地
破産者　近藤　修一
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１１８号
香川県丸亀市土器町西１丁目417番地
破産者　近藤　智美
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１３６号
香川県丸亀市柞原町225番地
破産者　穐山　啓行
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１３６号
福岡県久留米市山川神代１丁目10番53号　ＢＡＵ38　２Ｆ、前住所福岡県大川市大字酒見344番地　（酒見団地134号）
破産者　小池　純芳
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部